第３回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会　議事要旨

開催日時	令和８年 10 月 19 日　13：30　～　18：00		
出席状況	公益　３／３	労働者側　３／３	使用者側　３／３

○　主な審議事項

１．岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

公労・公使の二者協議を断続的に行った結果、現行の 1,117 円から 51 円（4.57%）引上げ、時間額 1,168 円とすることで採決を行い、全会一致で決定した。

専門部会での議決が全会一致となったことから、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、岐阜労働局長に対し、現行の時間額 1,117 円から 51 円引上げの時間額 1,168 円とすること及び効力発生の日を令和８年 12 月 21 日とすることを答申した。

２．その他

なし

○　主な意見の要旨

労働者側

前回は 56 円引上げを主張したが、今回は 53 円の引上げを主張した。

使用者側

前回は 30 円引き上げを主張したが、今回は 45 円引上げを主張。その後、地域別最低賃金との差額を加味し、49 円引上げを提示した。